

一関地区広域行政組合公聴会、調査等に参加又は出頭した者の実費弁償条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条その他法令の規定による公聴会、調査等に参加し、又は出頭した者に対する実費弁償は、一関市公聴会、調査等に参加又は出頭した者の実費弁償条例（平成17年一関市条例第42号）の例による。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。